

清掃センターへの廃棄物の直接搬入時の提示書類

1 本人確認書類及び排出元確認書類の範囲

(1) 本人確認書類

- 公的機関が発行したもの
- 氏名及び住所が印字されているもの
- 有効期間内のもの

以下の例以外にも、上記の3点が具備されていれば、本人確認書類とする。原本提示を原則とし、2において可としているもの以外は、写しは不可とする。

本人確認書類の例：運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、健康保険資格確認書、
介護保険被保険者証、障害者手帳、住民票、在留カード

※ 有効期間を経過した本人確認書類を用いた本人確認は不可とする。

(2) 排出元確認書類

発行日から3か月以内	電気、ガス、水道の請求書（※）、住民票
直近のもの	賃貸借契約書、課税決定通知書（固定資産税、市県民税等）

※ 使用場所住所が記載されている電気、ガス、水道に限るものとし、電話料金その他は認めない。

2 直接搬入時の提示書類

搬入者が排出者本人か代理人か等により、以下のとおり提示を求める。

搬入者	提示書類
本人	本人確認書類 ※ ただし、本人確認書類の住所と排出元確認書類の住所が異なる場合は、本人確認書類と併せて排出元確認書類を提示する必要がある。
非同居の代理人 ※原則親族のみ可	代理人の本人確認書類 + 委任者の本人確認書類（写し可） ※ 代理人の姓が異なる場合、委任状又は、本人との関係が確認できるもの（戸籍謄本等）を併せて提示する必要がある。

※ その他ご不明な点につきましては、清掃センター（047-483-4521）までお問い合わせください。